

最近の動向

高等教育・研究法と新戦略FRANCE EUROPE 2020

高等教育・研究法及びFrance Europe 2020とは

■ 高等教育・研究法案

- 社会党オランド政権による、高等教育・研究に関する新法（2013年7月施行）
- これまでは高等教育と研究に対しては別々の法が制定されていたが、50年の歴史の中で初めて一つの法に
- 2006年「研究のための長期計画法」と2007年「大学の自由と責任に関する法」の修正法
→基本法の改正に伴った大規模な変化が起こりうる

■ France Europe 2020

- 高等教育・研究法案にてその策定が規定された研究戦略
- 2009年に策定された「国の研究・イノベーション戦略（SNRI）」の次の戦略としての位置づけ

法案の背景と目的

- 高等教育へのアクセス率43%で、かつ落第者の多いシステム
→若者の50%が高等教育を修了できる仕組みにする
- 社会のなかでの研究の役割の再考
→経済的・社会的な課題に応えられる研究へ
- 連携よりも競争を重視した前政権／複雑化した研究システム
→研究システムの単純化と連携を促進する仕組みの構築
- ヨーロッパおよび世界でのプレゼンスの低下
→フランスの研究・教育のプレゼンスを高めることで、研究・教育の場として魅力的な国になる

法案採択までの過程

時期	イベント
2012年5月	国民運動連合から社会党への政権交代
2012年7月	ノーベル賞学者バレ=シヌシ氏を議長に高等教育・研究会議が設立され、半年に及ぶ全国的な議論
2013年1月	高等教育・研究会議の報告書の首相への提出
2013年3月	報告書をもとに作られた「高等教育・研究法案」の、フィオラゾ高等教育・研究大臣よる国民議会への提出。5月に採択
2013年5月	新戦略”France Europe 2020”の発表
2013年6月	高等教育・研究法案は元老院にて可決→7月に施行

高等教育・研究法案の構成

- 21の柱(Mesures)から成る
 - 10が高等教育、5が研究、残りの6が国際連携など
- 研究の方向性に関する5つの論点
 - 欧州のHorizon 2020との整合性を重視した研究戦略の策定
 - 研究戦略立案のための委員会(研究戦略会議)の、首相配下への設置
 - 高等教育・研究の評価組織の再編
 - 研究推進体制の整備・単純化
 - 研究の成果を雇用創出やその他の価値の創出につなげるための研究行政の役割

→以降、これらの論点について説明

研究戦略”France Europe 2020”の規定

- 欧州のHorizon 2020に倣った、社会・経済的な課題に基づくプライオリティ・セッティング
 - ⇔以前の戦略(SNRI)は研究分野に基づいた戦略設定
- 戦略の5つの目的
 - プライオリティ・セッティング及び研究評価の改善
 - 欧州の戦略との平仄をとり、またそれに積極的に働きかける
 - 社会、科学技術、競争力確保の課題に取り組む
 - 公共政策により研究を支援するという体制の強化
 - 知識・技術進歩への優先順位を与え、出口へ結びつける